

(件名) 高病原性鳥インフルエンザ感染が起こった農場名及び対処費用の両方が現状では非公開のため、対処費用の公表をして、行政の透明性を担保することを求める陳情

(陳情の趣旨)

防疫指針によって殺処分された家禽の感染前の状態での評価額での補償が定められている。また、家畜伝染病予防法により、同じく手当金・特別手当金で殺処分された家禽への最高800円までの支給が決められている。また、家畜伝染病予防法により、移動・搬出制限が掛かった結果発生した売り上げの減少分及び保管費などの経費増加分の支給が定められている。

大規模養鶏の場合、一農場で数万羽は普通であり、令和2年度は一農場で100万羽を越す殺処分がされた事例もある。そのため、殺処分に対する補償だけでもかなりの金額になる。

更に、移動・搬出制限のかかる農場数が今年11月12日の県出水市での事例では119農場、552万羽になるとされている。移動制限は21日間以上に及ぶことが多く、その場合、ブロイラーはほぼ規格から外れてしまうし、卵も多くは出荷が出来なくなる。そのため、農場の密度が高い地域で感染があると、感染が発生した農場での殺処分に対する補償・手当の金額より移動・搬出制限範囲内の農場に対する手当の方がはるかに多額になる。

更に、周辺農場への消石灰の配布などでも相当な費用が支出されている。

そのため、この11月の出水市の事例では、今後の支出も含めると億単位の金額が支出されると見こまれる。しかし、現状では発生農場の名前も補償・手当の金額も、その他の防疫措置に係った経費も公表はされていない。

しかし、高病原性鳥インフルエンザは野鳥、特に海外からの渡り鳥によって媒介されるとされていて、当然のことながら、大規模養鶏場だけに感染するわけではなく、小規模養鶏、特に裏庭などで数羽から10羽程度を飼育している場合でも感染の可能性はある。また、大規模養鶏場の数に比べて、小規模養鶏や裏庭養鶏の事例数は格段に多い。また、防疫の視点から判断しても、小規模養鶏や裏庭養鶏の方が感染可能性は格段に高い。しかしながら、2004年に79年ぶりに国内で感染事例が発生して以来、首尾一貫して、大規模養鶏でのみ感染が起こっている。このことは不合理に見える。

なお、このような費用については、国及び県が主に負担している。国からの支出がどのくらいかを県は把握をしているはずである。

以上の趣旨により、下記のことを陳情する。

1. 発生農場に対する補償・手当金の総額を公表すること。
2. 移動・搬出制限が掛かった結果発生した費用について、少なくともその総額を公表すること。
3. 鶏及び卵の関する補償・手当金を除き、防疫措置にかかった費用を公表すること。

(\*以上の金額には国からのものも含む。)

以上